

意見交換議題 2

府民会議への意見交換議題の提案について

京都府鴨川条例の趣旨に基づき、事務局の議題決定の参考とします。

※ 下記を理解の上、意見交換したい議題を提案してください（提出自由）。

【鴨川府民会議の位置づけ（京都府鴨川条例）】

府民会議は府・府民・事業者及び京都市が計画・実施する事項（河川環境の整備や保全）に関し、意見を交換する場。

メンバーの意見交換を通じて、様々な施策実施の参考とするもの。

計画や施策等の審議・変更を求める、新たな施策の提案、要望のまとめ等を行う場ではありません。

<留意事項>

- ① 事務局の議題選定の参考とします。
 - ・提案議題は事務局が議題選定する上での参考にさせていただきます。
- ② 自らの意見に対して、メンバーに意見交換を求める内容にしてください。
 - ・メンバー間での意見交換が目的であることをご理解ください。
 - ・同意を求める等、意思形成を図る内容はご遠慮ください。
 - ・何らかの批評を加えることを目的とする内容もご遠慮ください。

<意見交換議題の提案について>

上記<留意事項>等を理解の上、意見交換議題の提案を希望される場合は、別紙により以下の期日までに提案してください。

【意見交換議題の提出期日】

令和3年10月末まで

【提出先】

メール：kasen@pref.kyoto.lg.jp

郵送：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
建設交通部 河川課 管理係

別紙

鴨川府民会議での議題提案

【議題提案の分野】 ※ ○を付してください。

自然（動植物等）・ 景観 ・ 水質 ・ 空間利用 ・ 情報発信 ・ 住民参加
その他（ ）

【提案議題】 ※ 「○○」についてとして具体的項目がわかるように記載してください。

【議題提案理由】

1 提案者意見

※ どのようなことに対して、自分がどのように思っているか具体的に記載してください。

2 提案者意見に対する他メンバーに求めたい意見論点

※ 自らの考え方に対して、他メンバーと特に意見交換したい内容が何であることを記載してください。